

第二次川俣町教育振興基本計画

〈総合 5 か年計画〉（平成 28 年度～32 年度）

平成 28 年 4 月 1 日

川俣町教育委員会

目 次

はじめに	川俣町教育振興基本計画の策定にあたって	1
第1章	川俣町の教育の現状と課題	2
1.	川俣町教育の変遷	2
2.	川俣町教育の現状と課題	2
3.	川俣町教育の使命	12
第2章	川俣町が今後5か年間に総合的に取り組むべき教育施策	13
第3章	川俣町が取り組む教育施策の具体的方向	14
1.	教育施策1の具体化	14
2.	教育施策2の具体化	16
3.	教育施策3の具体化	18
4.	教育施策4の具体化	20
5.	教育施策5の具体化	21
第4章	川俣町教育振興基本計画推進上の必要事項	22
1.	教育委員会の機能の強化	22
2.	教育振興基本計画推進上の財政措置	23
3.	教育振興基本計画の進捗状況の点検と評価	24

第二次川俣町教育振興基本計画の策定にあたって

川俣町は、「第5次川俣町振興計画」（平成23年度～平成34年度）において「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を基本目標に定め、未来をひらく創造性豊かなたくましい人間の育成を教育の基本方針とし、教育行政を進めてきました。

この間、将来の川俣町を担う子どもたちが心豊かに成長してほしいとの願いから、平成17年4月「かわまた教育推進プラン」3つの学習プランの推進をはじめ、適正規模校実現のための学校統廃合、さらに確かな学力を身につけさせるための教育改革や子育て支援の充実を、町政の柱の一つとして取り組んできたところであります。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染事故は、本町の教育環境の悪化を招き、さらに児童生徒及び保護者に計り知れない不安と動揺を与えました。その結果、本町教育の推進に多大な影響を及ぼし、振興計画の一部見直しを余儀なくされる結果を招きましたが、教育の遅滞は許されないという観点から、教育の再生復興に全力で取り組んでまいりました。

今後わが国は、知識基盤社会の進展をはじめ国際社会における競争の激化など、社会情勢が大きく変化することが予想されます。従って、本町において実効ある教育改革を進めるには、早期に原子力災害を克服し、短期・長期的に目指す教育の在り方や、実践を通して検証する中期的な計画等が必要であります。そのため、本町発展の基礎は「人づくり」すなわち教育であるという強い信念から、川俣町教育振興計画（総合5か年計画）を策定し、川俣町の未来を拓く教育の振興に全力で取り組む考えであります。

このことを踏まえ、ここに教育基本法第17条2項の規定に基づき「第二次川俣町教育振興基本計画」を策定し、川俣町が今後一層の発展を遂げ社会貢献していく上での人材育成の視点から、鋭意教育の振興に努めてまいります。

平成28年4月1日

川俣町教育委員会教育長 神 田 紀

第1章 川俣町の教育の現状と課題

1. 川俣町の教育の変遷

我が国の教育は、明治5年9月文部省政令により全国各地津々浦々に、義務教育の学制を發布したことにより現在の教育の基礎が築かれた。

本町の教育も同様に、明治6年から明治8年以降にかけて旧川俣村をはじめ7か村が小学校を建設した。その後明治22年の行政合併により川俣町など1町7村となり、さらに昭和30年3月1日に実施された昭和の合併により現在の町行政の形が整ったものである。

学校創設期から戦中・戦後を経て今日まで、町民の学校教育に対する強い熱意と関係者の努力に支えられ、本町の教育は時代とともに充実発展を遂げ、多くの有能な人材を輩出し町の発展に寄与してきた。

戦後における川俣の教育は「達南の教育」と称され、その優れた教育実践は県内の義務教育諸学校に少なからず影響を与えた。

特に本町の小・中学校教育については、教育の機会均等の実現を目指し高い教育水準を確保することに意を尽くし、このことによって保護者や地域の人々と学校の絆がしっかりと結ばれ、地域ぐるみの教育が脈々と受け継がれ今日に至っている。

近年、少子化社会を迎え出生率の低下とともに、児童生徒数は昭和36年度をピークに年々減少の一途を辿り、平成元年に富田小学校が統合により新設されたが、その後時代の変化とともに統廃合が進み、平成20年3月に福沢小学校及び小島小学校が廃止となった。また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、山木屋小・中学校が町内の小・中学校に避難し学校教育を再開したが、福田幼稚園・山木屋幼稚園は休園となり、現在幼稚園3園、小学校6校、中学校2校が設置されている。

2. 川俣町の教育の現状と課題

本町の学校教育は、明治5年に發布された学制施行により、以来町民の教育に対する熱意と努力によって学校教育の振興が図られ、知的教育水準を高め町の発展に大きく寄与してきた。

しかし、戦後70年を経た現在、高度情報化・国際化社会の進行や科学技術の発展及び社会構造の変化は、学校教育の多様化とともに家庭教育及び地域の教育にも影響を与え、特に地域や家庭における教育力の低下の問題は、我が国において大きな教育問題の一つとなっており、本町においても同様である。また、少子高齢化・高度情報化・国際化等の社会の急激な

変化が進行する中で、経済協力開発機構（OECD）は、平成27年11月に我が国の子どもの貧困率は加盟36か国中11番目に高いと発表するなど、子どもを取り巻く環境の悪化は益々深刻化している。

したがって、将来を担う子どもたちに豊かな教育環境を整え、町の自然環境をどのように守り継承していくのか、これらの諸問題は今後町ぐるみで取り組まなければならない重要な教育課題の一つとなっている。

さらに、平成23年3月に発生した原子力災害により被災した本町の子ども達を、放射線被ばくによる健康被害から守るための、内部・外部被ばく検査や給食食材の含有放射能検査等も継続して実施することが必要である。

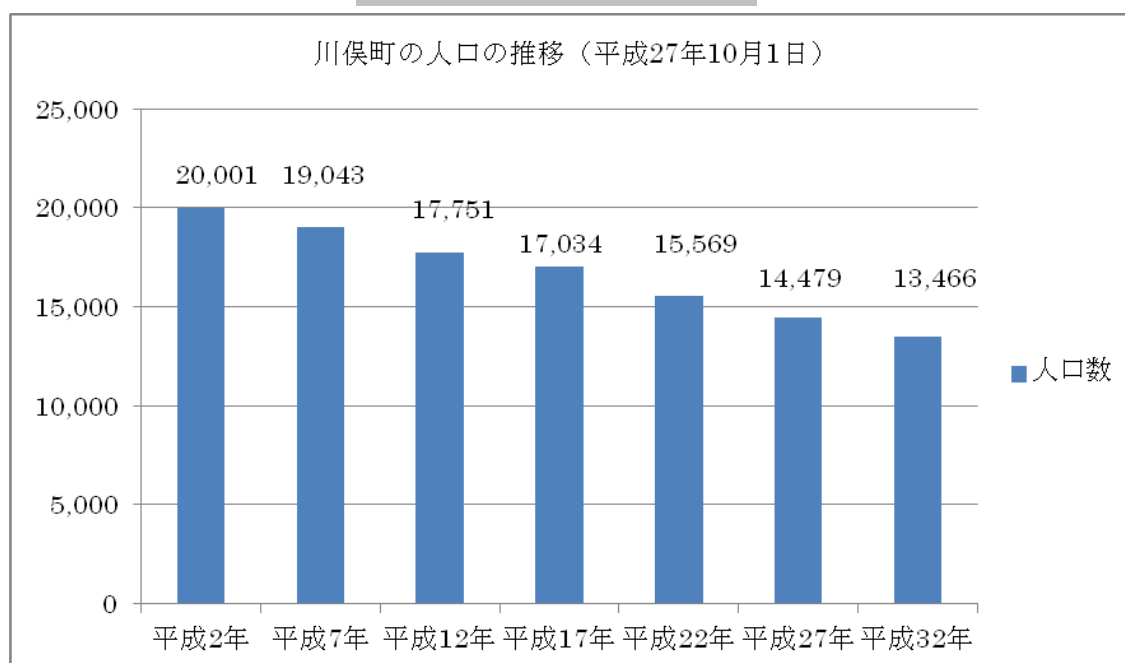
次に、本町における教育環境の実態は以下のとおりである。

（１）人口構成及び人口の推移

本町の人口は、14,479人（平成27年10月1日）、年齢別人口については、総人口の割合から見て年少人口（0歳～14歳）が約10%、生産年齢人口（15歳～64歳）が約55%、高齢者人口（65歳以上）が約35%となっており、今後高齢者人口の伸び率が高まるものと予想することができる。

（年齢別人口：福島県の推計人口）

川俣町の人口の推移（平成27年10月1日現在）

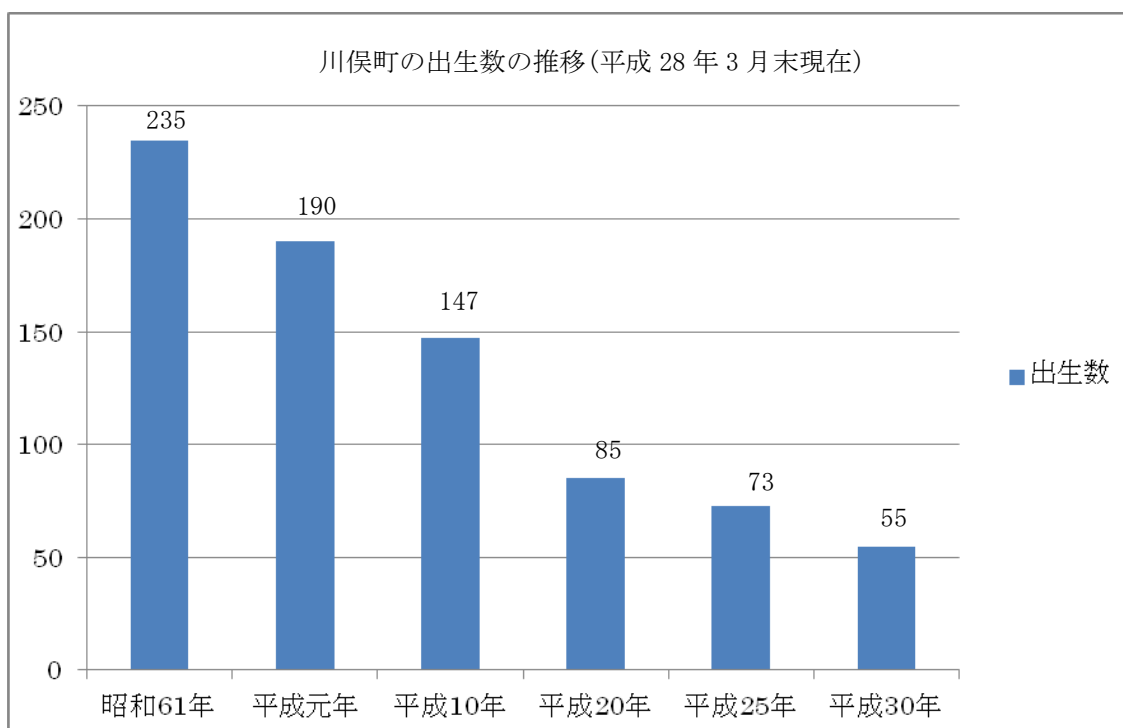


（各年国勢調査人口 平成32年は町人口ビジョンによる）

(2) 子どもの出生人口の推移

本町における出生人口は、昭和61年235人であったが平成18年以降100人を割り、平成27年の出生数は55人（平成27年12月末）となり、以後出生数が減少する見込みである。

川俣町の出生数の推移（平成28年3月末現在）



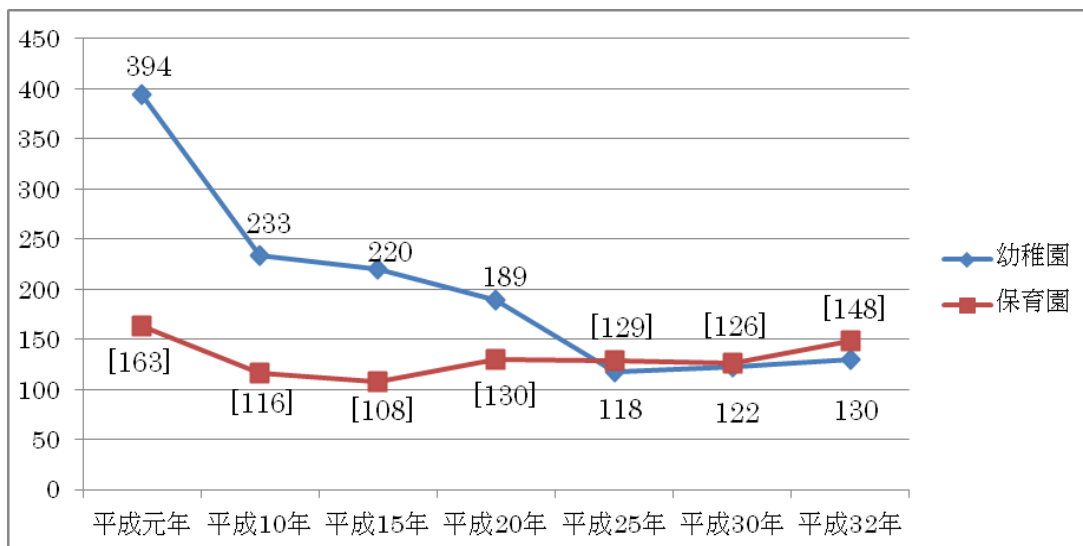
町統計書、平成30年は子ども子育て支援事業計画

(3) 幼稚園・保育園に在籍する幼児数の推移

平成元年度における幼稚園・保育園の在籍幼児数は557人であったが、その後少子化傾向が進み、平成27年度の保育園在籍幼児数が133人、幼稚園在籍幼児数は87人と園児数の減少が続いている。

平成28年度からは、幼稚園の3年保育が実施されるが、出生数の減少に伴い、平成32年度(推計)においては、幼稚園・保育園児の在籍数は278人と推定され、平成元年度の在籍幼児総数の約2分の1となるものと見込まれる。

幼稚園・保育園の在籍幼児数の推移 (平成 28 年 3 月末現在)

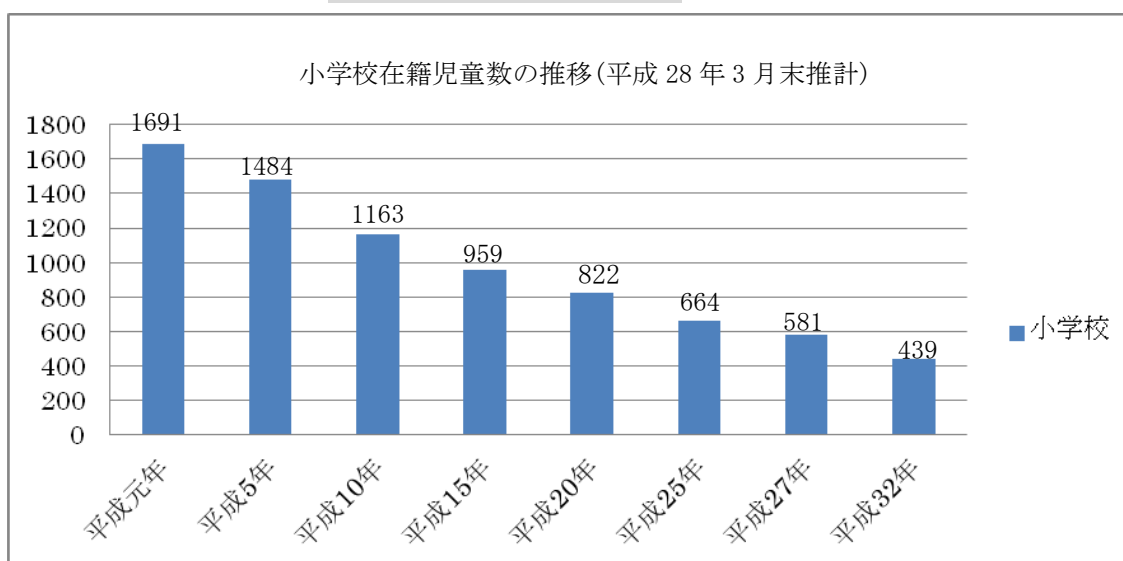


(4) 小・中学校児童生徒数の推移

① 小学校在籍児童数の推移

本町における小学校在籍児童数は、平成元年度 1, 6 9 1 人であったが、平成 1 4 年度には 9 9 2 人と在籍児童数は 1, 0 0 0 人を割り、以後児童数は年々減少し、平成 3 2 年度には 4 3 9 人(推計)となり、平成元年度の在籍児童数の約 4 分の 1 となるものと見込まれる。

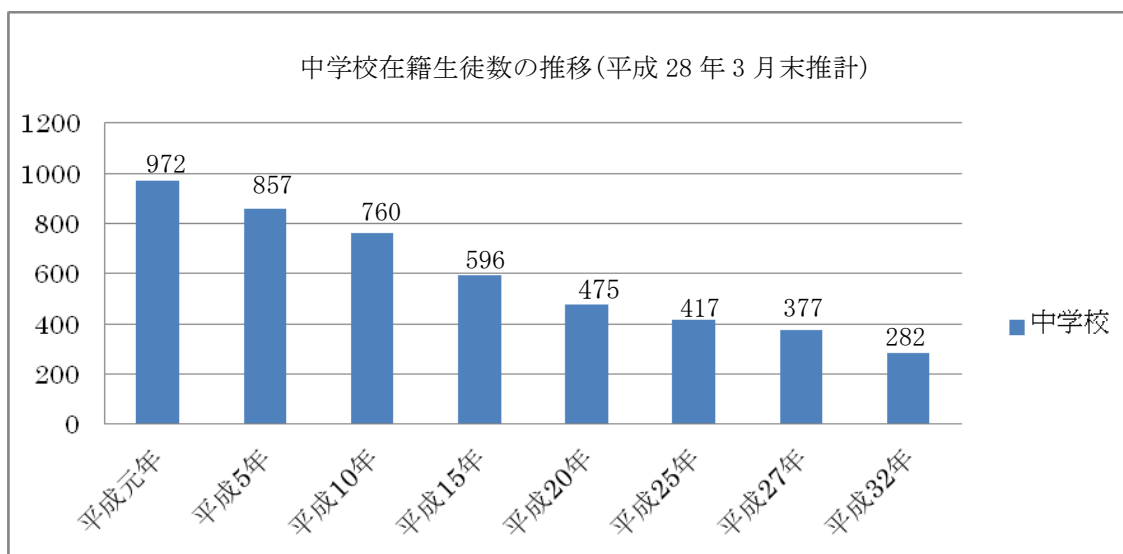
小学校在籍児童数の推移 (平成 28 年 3 月末推計)



② 中学校在籍生徒数の推移

本町における中学校在籍生徒数は、平成元年度 972 人であったが児童数の減少に伴い小学校の推計同様減少が進み、平成 18 年度には 482 人と在籍生徒数 500 人を割り、以後平成 32 年度には 282 人(推計)となる見込みである。

中学校在籍生徒の推移 (平成 28 年 3 月末推計)



(5) 小・中学校の学力の状況

平成 13 年度より、福島県教育委員会が実施してきた「福島県学力実態調査」の結果において、本町における児童・生徒の学力の状況については、平成 16 年度までの 5 年間小・中学校ともに県平均を下回る結果が続いていた。

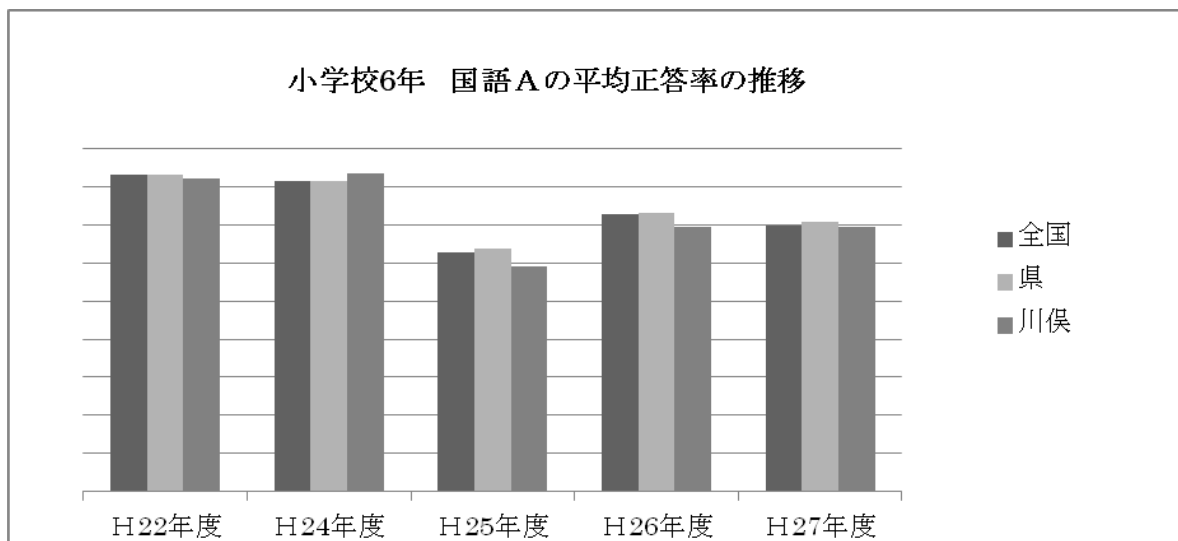
このような状況を踏まえ、町教育委員会は平成 17 年度「かわまた教育推進プラン」3つの学習プランを策定し、平成 18 年度より本格的に基礎学力の向上を目指し、幼稚園及び学校と教育委員会が一体となり、きめ細かな学習指導を通して児童生徒の学力向上に努めた結果、小学校においては県平均を上回る結果となった。しかし、中学校においては国語科が高い正答率を示したものの、その他の教科については県平均を上回る状況には至っておらず数学・英語科に課題が残った。

その後、平成 19 年度より開始された「全国学力・学習状況実態調査」の過去 5 回(平成 23 年度は東日本大震災のため未実施)の調査結果の概要は、A 問題については小・中学校とも全国平均とほぼ同等、B 問題についてはやや下回っていたが、平成 27 年度においては算数・数学科において県平均を上回る状況となり、これまでの各学校における授業の改善・充実等の学力向

上策の成果が現れてきていることが伺われる。今後も、課題解決型の授業を推進するとともに、基礎的・基本的事項の定着のための取組を継続することが重要である。

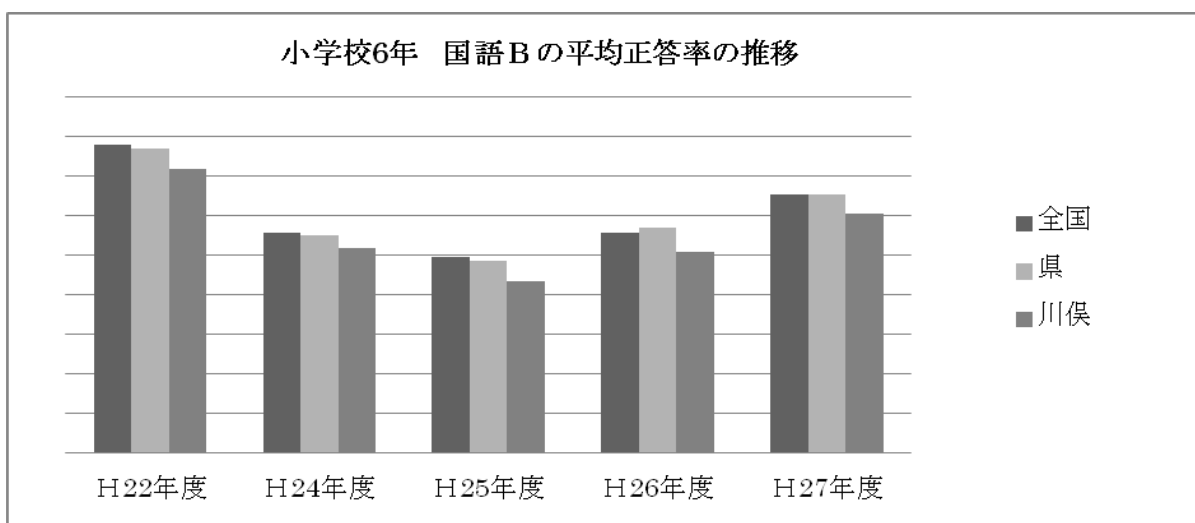
① 小学校の学力の状況

小学校における全国学力・学習状況調査結果の状況



〔小学校 国語Aの考察〕

- 本町の6年児童の国語Aの平均正答率は、全国・県とほぼ同じである。
- 平成27年度の結果を分析すると、漢字の読み・書きの「言語についての知識・理解・技能」などの平均正答率が高い反面、「読むこと」に課題が残った。文学作品だけではなく、新聞のコラムやポスターなどの資料を読み取る力も育てていくことが重要である。

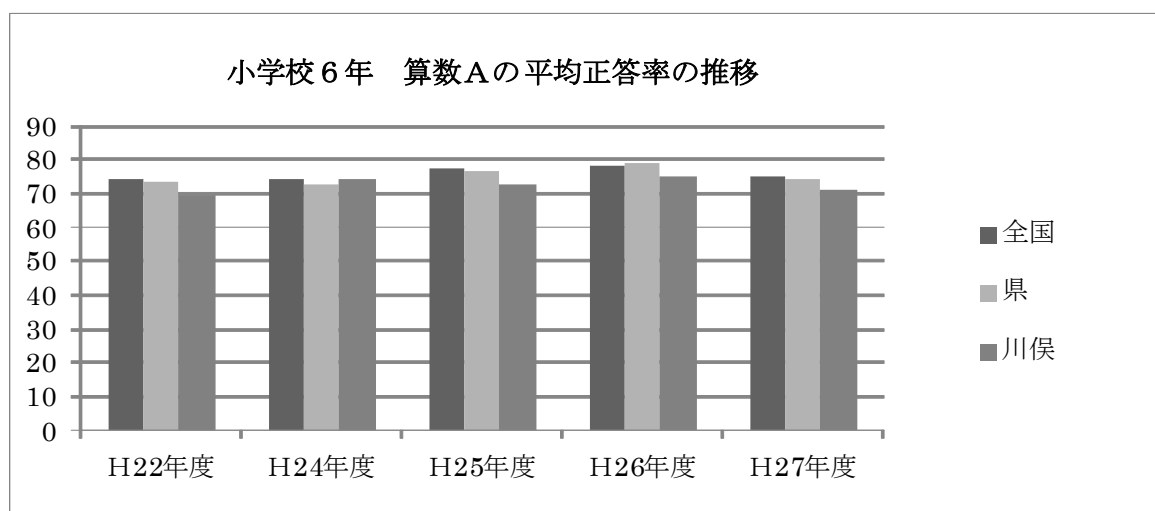


〔小学校 国語Bの考察〕

- 本町の6年児童の国語Bの平均正答率は、全国・県より下回っている。
- 平成27年度の結果を分析すると、「内容をまとめて書く」「資料を基に書く」「理由を書く」など、実際に書く力が問われてくる。授業において、様々な事柄について趣旨や概要をまとめて書く学習を1年生から積み重ねることが必要である。

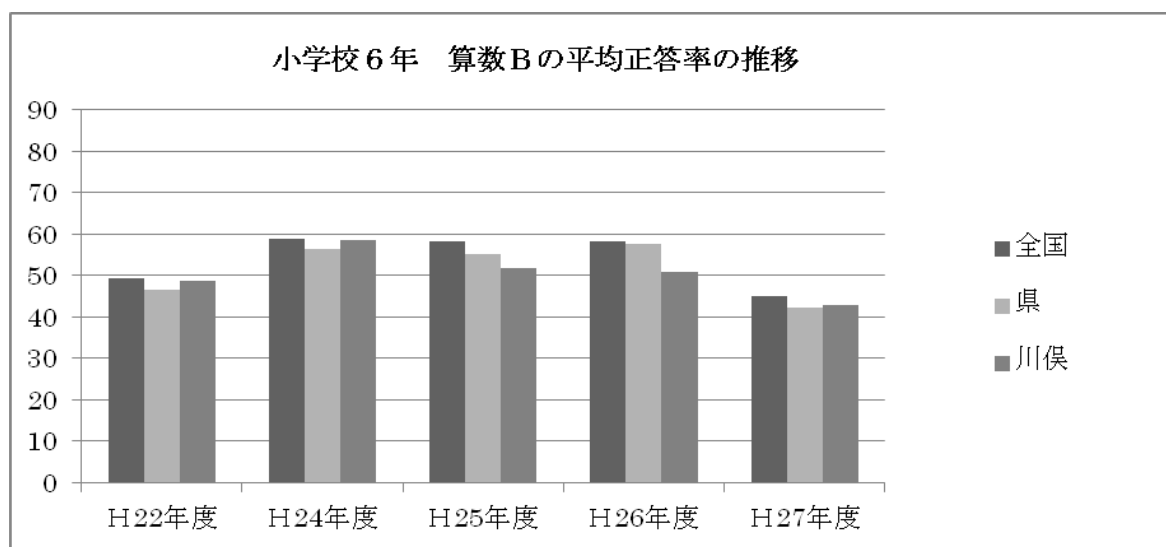
① 小学校の学力の状況

小学校における全国学力・学習状況調査結果の状況



〔小学校 算数Aの考察〕

- 本町の6年児童の算数Aの平均正答率は、平均して全国・県よりやや下回っている。
- 平成27年度の結果を分析すると、数と計算の平均正答率は高かったが、図形については低かった。操作活動や学び合い活動により、図形についての基礎概念を繰り返し学習させ、知識・理解の定着を図ることが必要である。

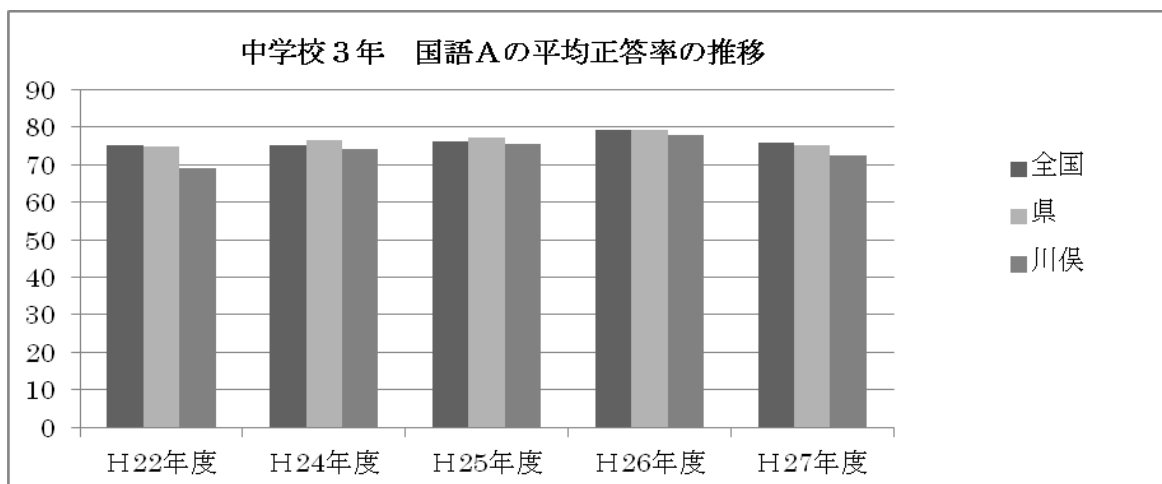


〔小学校 算数Bの考察〕

- 本町の6年児童の算数Bの平均正答率は、高い傾向を持つ年度が多い。
- 平成27年度の結果を分析すると、県の平均正答率を上回っており、数量や図形の活用問題もよくできている。今後の課題は、理由や根拠を述べる思考問題にあり、授業において整合性を重視して答えを導くことを重視していくことが必要である。

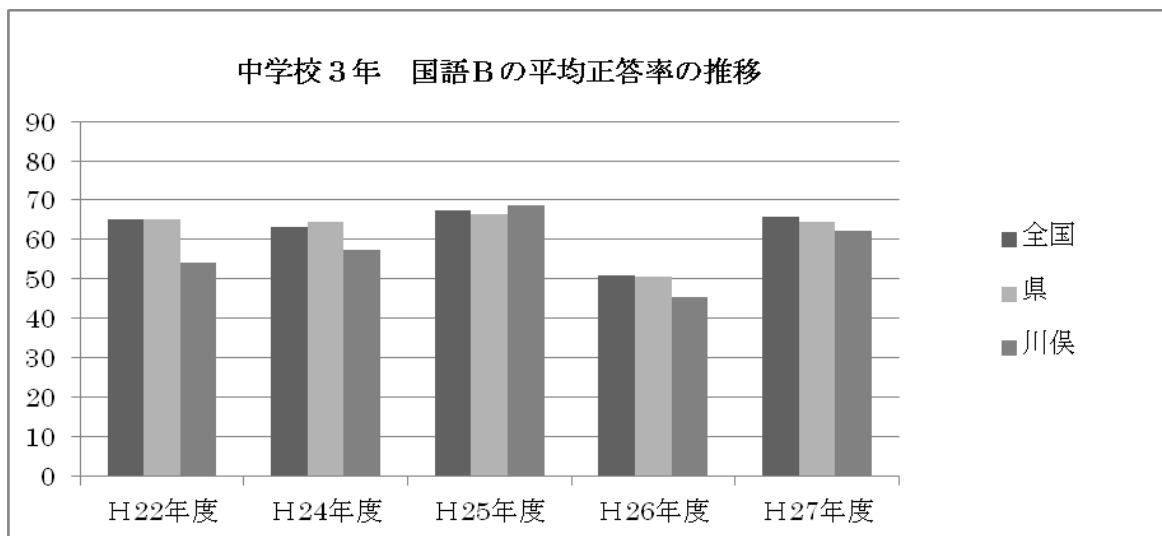
② 中学校の学力の状況

中学校における全国学力・学習状況調査結果の状況



〔中学校 国語Aの考察〕

- 本町の3年生徒の国語Aの平均正答率は、全国・県よりやや低い。
- 平成27年度の結果を分析すると、文学作品やスピーチ、意見文の選択設問は高い平均正答率を示しているが、漢字の正しい読み書きや語句の使い方等の言語に関する知識・理解・技能についてはさらに指導を強化することが重要である。授業の改善とともに家庭学習の習慣化とその充実が求められる。

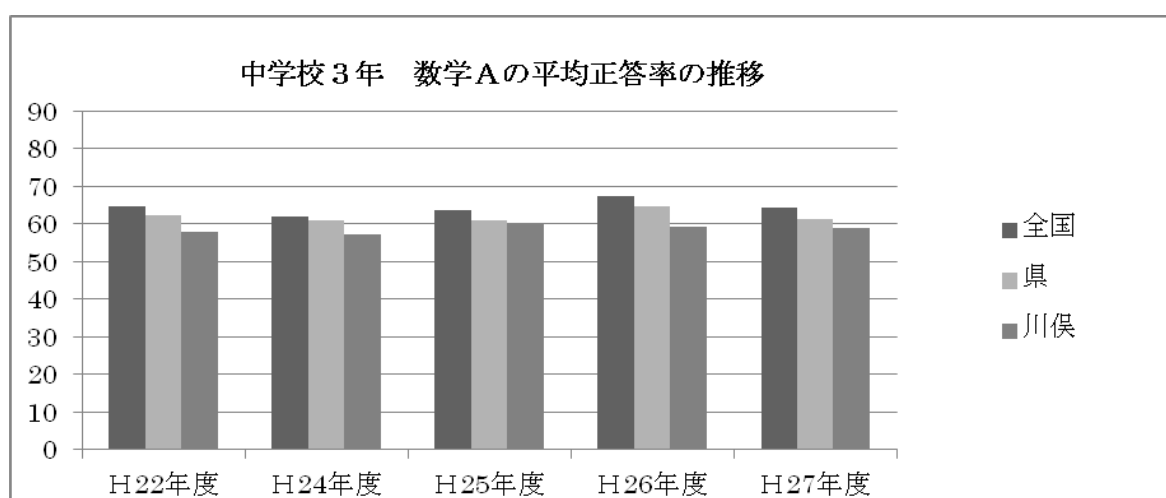


〔中学校 国語Bの考察〕

- 本町の3年生徒の国語Bの平均正答率は、全国・県よりやや低い。
- 平成27年度の結果を分析すると、ノート、フリップ、雑誌等が問題として取り上げられており、物語文や説明文の他に様々なテキストに対応した学習が必要である。領域からみると書くことがやや弱く、継続的で意欲をもった学習が進められるように授業改善等が重要である。また、新聞等の利活用の強化も必要である。

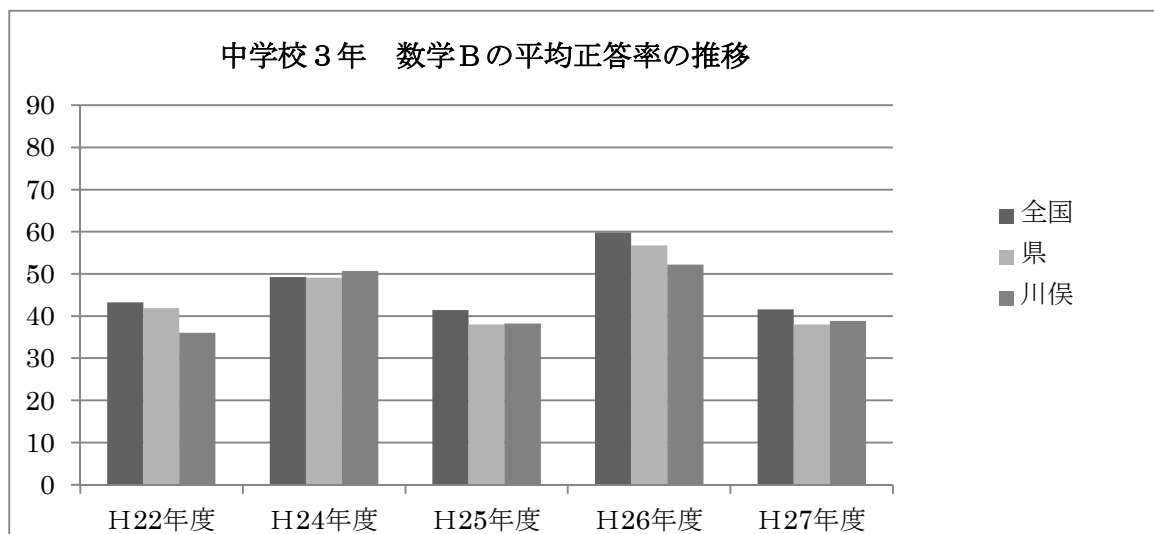
② 中学校の学力の状況

中学校における全国学力・学習状況調査結果の状況



〔中学校 数学Aの考察〕

- 本町の3年生徒の数学Aの平均正答率は、全国・県より低い。
- 平成27年度の結果を分析すると、図形や関数、資料の活用の問題の平均正答率が国や県より高いものがある反面、数と式の加減乗除、正負の数、一元一次方程式、連立二元方程式などの計算問題に課題が見られた。ていねいで分かりやすい授業を継続し基礎・基本の確かな定着が不可欠であり、加えて習熟度別学習の導入も必要である。



〔中学校 数学Bの考察〕

- 町の3年生徒の数学Aの平均正答率は、27年度県を上回っている。
- 平成27年度の結果を分析すると、様々な活用問題が出されているが、国や県より高い平均正答率の問題も多く、数学的な見方や考え方が身に付いてきていることが伺われる。しかし、A問題の結果等から鑑みると、二極化への課題解決も求められる。今後も、基礎・基本の定着と活用力の育成に取り組むことが重要である。

これらの実態を踏まえた結果、本町が5か年間に取り組むべき教育課題は次のとおりである。

- 幼稚園、保育園の保育内容の充実と小・中学校教育の質の向上
- 幼・保・小・中の連携を図った教育の推進
- 「かわまた教育推進プラン」の検証と見直し・改善によるプランの充実
- 少子化傾向が進行する中で、幼児・児童生徒が「故郷川俣町」に生まれ学び育ったことに誇りをもつことのできる教育諸施策の推進とこれを支える教育環境の整備
- 子どもが安心して学び生活できる安全・安心な教育施設の整備と充実
- 子どもからお年寄りまで、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習基盤及び生涯学習環境の整備・充実
- 地域の優れた伝統と文化の継承・保存計画の策定

3. 川俣町の教育の使命

平成18年12月に改正された教育基本法改正の趣旨は、戦後70年が経過し我が国をはじめ世界情勢の大きな変化に伴い、教育のあり方を根本的に見直すことにより、さらに豊かな社会を創造し国際社会に貢献するとともに、「教育立国」としての信頼と尊敬を得ることのできる日本人を育成することを目指すものである。新教育基本法第2条には、新しい時代の教育の基本理念が次のように示されている。

- 一 幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

川俣町の教育の使命は、教育基本法に示されているとおり、教育を通して人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ子ども一人ひとりの個性と能力を伸張し、心豊かで逞しく自立できる人間を育てることにある。

同時に、今後社会が急速な変化を遂げると予想される中で、子ども一人ひとりが自らを律し、他人と協調しながら自己の進路を切り拓いていく力、すなわち「生きる力」の基礎を培うことである。

この間発生した、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本町の子ども達の生命と健康を脅かし、加えて教育環境の悪化は本町の教育振興に多大な影響を及ぼした。従って、この原子力災害から子どもの健康と教育権を守ることが教育委員会の最優先課題となっている。

これらの課題を解決するためには、新たな教育復興の視点から教育振興基本計画を大幅に見直す必要がある。

そのためには、なお一層幼稚園、保育園、小・中学校の保育及び教育の方針に一貫性をもたせ、子どもたちが将来川俣町の町民の一人として、積極的に地域の復興・再生に取り組み、地域社会に貢献したいという意欲を高

め、家庭生活や職業に必要な知識・技術等を習得させ、生涯にわたって生きること、希望のもてる教育の実現と、教育環境の整備に努めることが必要である。

一方、急速に進行する少子化傾向や核家族化は、今後ますます地域のつながりの希薄化に拍車をかけ、子育てに対する支援や協力を得ることを困難にし、町の発展にも大きな影響を与えることが予想される。従って、これらの状況を踏まえ町全体で子育てを支え、子どもの視点に立った社会環境の実現に向けて、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことが、本町教育の重要な使命の一つである。

ここに川俣町は、新しい教育基本法を受け、今後5年間の川俣町の変化と発展を展望しつつ、諸施策の確実な実施を通して教育委員会の使命を果たそうとするものである。

第2章 川俣町が今後5か年間に総合的に取り組むべき教育施策

本計画は、教育基本法第17条2項の規定及び第5次川俣町振興計画（みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた）の「まちづくり」で提唱している「みどりの中に光る絹のまち川俣」の実現をめざし、21世紀の社会に生きる「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間」を育てることを基本理念として、次に掲げる5つの教育施策を平成28年度から5か年計画により推進します。

- | | |
|----------|---|
| ○ 教育施策 1 | 幼稚園・保育園・小・中学校との連携・強化を図り、豊かな個性と創造力を伸ばす教育を推進します |
| ○ 教育施策 2 | 子どもの健康と安全・安心を確保するための教育環境を整備します |
| ○ 教育施策 3 | 子どもを安心して産み育てることができる、子育て支援と豊かな保育環境を提供します |
| ○ 教育施策 4 | 生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習・芸術・文化スポーツの振興を、町ぐるみで推進するための組織基盤を確立します |
| ○ 教育施策 5 | 地域に引き継がれている本町の伝統・文化を後世に残すため、保存・継承のための計画を策定します |

第3章 川俣町が取り組む教育施策の具体的方向

1. 教育施策1 幼稚園・保育園・小・中学校との連携・強化を図り、豊かな個性と創造力を伸ばす教育を推進します

豊かな心をもち、自ら主体的に学び物事を正しく判断し行動できる子どもを育てることは、保護者や町民の強い願いである。また、ますます複雑・多様化する情報化社会にあって、自らの強い意志で困難を乗り越え、将来に向かって自己実現を図ろうとする強い意志を持つ子どもを育てることは、これからの川俣町の発展にとって極めて重要である。

そのためには、学校教育の充実や家庭・地域の教育力に期待するだけでなく、課題解決のための新たな教育諸施策を積極的に推進し、目標の達成に努力することが町教育委員会の使命である。

川俣町教育委員会はこのことを踏まえ、「基礎学力の向上」、「かわまた教育推進プラン」の充実をはじめ、「幼児・児童生徒の体位・体力の向上」を重点課題と位置付け、その具現のため具体的な施策を講じる必要がある。また、これら実際の教育を側面から支えるのは、教師そして家庭と地域社会の確かな教育力によるものである。特に、幼稚園・保育園そして学校の保育・教育活動においては、子どもたちが保護者や家族以外で最初に出会う大人は、教師であり保育士であるという視点から、直接子どもの教育に当たる教師や保育士の指導力や指導技術など、子どもの命を守り育てる指導者として優れた人的環境を構築することが重要である。

ここに、教育者としての高い倫理観や望ましい資質を身につけさせるための研修の充実の必要性があり、川俣町の教育に対する使命感と教育者として誇りを持つ教師や保育士を育てることの重要性が、教育委員会に求められる所以である。

(1) 「かわまた教育推進プラン」3つの学習プランの充実と特色ある推進

町教育委員会は、他市町村には無い独自の教育施策として「かわまた教育推進プラン」を実施してきた。このプランを更に充実させ、町内のすべての子どもが生涯にわたって学び続けることのできる、確かな基礎学力を身につけさせるため次の施策を行う。

- 幼稚園、保育園及び小・中学校における「読み聞かせ・読書学習プラン」活動の充実及び絵本、優良図書の蔵書整備予算等の確保
- 幼稚園、保育園及び小・中学校における「集団体験学習プラン」の実施充実に伴う活動予算等の確保

- 「土曜学習・長期休業学習プラン」における優秀な講師の確保と、指導講師の指導力向上のための定例研修会の実施
- 幼稚園、保育園及び小・中学校における特色ある「かわまた教育推進プラン」の活動計画・実施要項の作成

(2) 幼児・児童生徒の学力向上及び体位・体力向上のための一貫した教育施策の推進

本町における、幼児の保育・教育活動は年々充実しているとはいえ、家庭における養育環境の格差等により、生活経験の浅い幼児についてはさまざまな問題が指摘されている。また、少子化傾向による在籍児童数の減少は、小規模校などにおける特色ある学校教育の推進にも陰りが見えてきている。

このような状況が、全体的に本町の学力の平均値を押し下げており、地域と共にある学校づくりに一層努力することが求められる。このことは、家庭や地域に問題が存在するという考えではなく、このような子どもを取り巻く環境を積極的に改善していくという視点から課題をとらえ、次の教育施策を行う。

- 教育機関と家庭との信頼関係を深め、保護者と教職員との望ましい連携・強化を図るための、町教育懇談会や家庭教育講座の充実
- 幼・保・小・中学校教育に、町の人材を積極的に活用するための教育ボランティアの導入と人材バンクの設立
- 児童生徒用パソコンの一人1台配置と、インターネット接続回線の新規更新
- 小・中学校の理科教育充実のための教材備品の計画的配当
- 幼・保・小・中学校図書館充実のための図書購入予算の継続配当
- 児童・生徒の学力向上、平均偏差値50達成5か年計画の実施
- 小学校外国語活動の充実のための研究公開授業の実施
- 小・中学校における学校司書職員・教諭の計画的配置
- 小・中学校における学校カウンセラーの計画的配置
- 山木屋小・中一貫校開設を目指した教育再開に関する条件整備の推進
- 小規模学校におけるコミュニティ・スクール等の早期導入
- 放射能被災による肥満児対策・解消の計画的な実施
- 体位・体力の向上、全国平均の達成5か年計画の実施
- 町内の農業・産業や自然環境から学ぶ体験学習や、環境教育の充実
- 幼稚園・保育園の一体化を図るための認定子ども園の計画的な設置及び優れた保育士の確保
- 保護者の教育費負担軽減のための補助教材費等予算の確保

(3) 教員及び保育士の学習・保育指導等指導技術向上のための研修会の実施

教員及び保育士の職務は、国が定めた基準に従い地域の幼児・児童生徒の保育及び教育を司ると定められている。幼稚園や保育園においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的とし、小・中学校においては義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの、すなわち学習活動のほかに自律及び協働の精神や規範意識、さらに公正な判断力を養い社会の形成に参画し、その発展に寄与する基本的な態度を養うことと定められている。したがって、幼児・児童生徒の成長過程において、最も大きな影響を与えるのが保育士であり教師であるといえることができる。このことを考えると、教師の資質や能力及び教育に対する使命感や望ましい人間性なくして、本来教育の目的は達成されることはない。教育委員会はこのことを踏まえ、保育士や教師の望ましい教育者としての姿勢や指導力を向上させるという視点から、次の施策を行う。

- 教職員及び保育士の学習・保育活動に関する指導力及び指導技術の向上のための研修会等の計画的な実施
- 新採用教員及び保育士、臨時的任用講師等の指導技術や指導力向上のための、町主催定例研修会等の計画的な実施
- 新たに川俣町に赴任した教員及び講師に対する、町公共施設及び町主要産業等、地域理解を深めるための研修会の実施
- 地域に根ざした川俣町の特色ある教育の推進のため、小・中学校の管理職を対象とした「川俣町教育」に関するセミナー等の開催

2. 教育施策2 子どもの健康と安全・安心を確保するための教育環境を整備します

少子化傾向にある本町においては、何よりもすべての子どもが健やかに逞しく元気に成長することが町民の願いである。近年、社会の急激な変化や経済情勢の変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。また、子ども達もそれぞれの異なる生育過程の中で、集団生活になじめない子どもや学校に登校できない子どもも増加傾向にある。

したがって、人的・物的・環境的にも子どもを取り巻く環境は悪化傾向にあり、加えて東日本大震災等により被災した本町においては、放射線被害から子どもの健康を守ることが最優先課題となっている。

町教育委員会はこれらの課題を踏まえ、幼児や児童生徒にとって「幼稚園や学校は安全・安心な施設」であり、「川俣町教育環境は安全・安心」である

と宣言できる教育環境の整備が重要である。

(1) 園舎及び学校施設の安全対策の実施

幼児及び児童生徒にとって、安心して学び遊べる教育環境にあることは保護者や町民の切なる願いである。たとえ教育施設が古くても、常に整備が行き届き新しい教育機器や教材が備え付けられ、児童生徒がこれらを有効に活用し学べるよう、計画的に教育施設の整備を行うことが必要である。そのために次の施策を行う。

- 川俣南小学校体育館の改築・整備
- 山木屋小・中一貫校のプール設置計画策定と早期設置の検討
- 幼稚園、小・中学校等教育施設のバリアフリー化の計画的な推進
- 小・中学校等教育施設に設置されている遊具等の計画的な点検整備
- 各幼稚園及び小・中学校の太陽光発電パネルの計画的な点検整備
- 幼稚園・保育園、小・中学校のトイレ洋式化への計画的な設置推進
- 避難施設の指定を受けている幼稚園・小・中学校への携帯備品の配置

(2) 子どもを取り巻く環境の安全・安心のための整備・充実

社会情勢の変化に伴い、本町における子どもを取り巻く環境は決して良好とはいえない現状にある。従って、子どもが安心して学び遊べる環境を整備する必要がある。そのために次の施策を行う。

- 公民館等教育施設の定期点検と修繕及び避難訓練等の計画的な実施
- 小学校通学路の定期安全点検と事故防止案内板等の計画的な整備
- 町内各地区に設置されている遊具の定期安全点検の計画的な実施
- 旧福沢小学校の、羽山の森美術館の適切な管理と効果的な運営及び多目的利活用のできる施設への改修
- 旧小島小学校の、自然体験施設の適切な管理と効率的な運営及び有効活用の推進
- 川俣町子ども屋内運動場遊具等の整備・充実
- 「楽しい教室」、「わいわいクラブ」の保育指導・活動内容の充実と指導ボランティアの人材育成
- 楽しい教室、わいわいクラブの子どもの活動のための備品等の整備・充実と施設の定期点検の実施
- スクールバスの安全運行に関する民間委託を含めた運用の見直し検討

(3) 幼児、児童生徒の食育教育推進のための給食センター運営の改善・充実

本町においては、平成20年4月27日より学校給食センターをオープン

ンし、義務教育諸学校に就学する児童生徒に対し給食を提供している。

学校給食の目標は、児童生徒の日常生活における食事についての正しい理解と、望ましい食習慣を養うことや、学校生活を豊かにし健康の増進を図ること、さらに食料の生産や配分及び消費生活等の正しい理解を深めることなどにある。また、平成17年6月に制定された食育基本法には、子どもたちの豊かな人間性を育み「生きる力」を身につけさせるためには「食」が重要であること。したがって「食育」は、子どもの心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するものであり、食に関する感謝の念や保護者や教育関係者等の食育に関わる役割の重要性を理解し、食育教育を積極的に進めるよう定めている。また、東日本大震災の発生に伴う放射能汚染事故により、給食食材の汚染に対する保護者の不安の払しょくが大きな課題である。これらの課題を踏まえ、給食センター運営について次の施策を行う。

- 学校給食食材の食品内放射能測定機によるスクリーニング測定の定期実施と測定結果の町ホームページへの掲載
- 給食提供の安全基準として米飯10ベクレル以下の食材提供の励行
- 給食提供の緊急対応として副食物の常時備蓄・整備
- 「川俣産品デー給食の日」や「郷土食の日」などの、川俣町の食材の利活用及び地産地消の大幅拡大と、給食提供の質の向上
- 保護者及び町民参画による給食献立コンクール等の実施
- 食アレルギー症状を持つ児童生徒に対する給食別メニューの導入
- 幼・小・中学校における食育講演会の計画的開催や食育教育の充実
- 幼稚園における給食提供または「おかず給食」提供の導入検討

3. 教育施策3 子どもを安心して産み育てることができる、子育て支援と豊かな保育環境を提供します

本町における急激な少子化の進行は、今後町民の暮らしや町の経済発展に大きな影響を与えることが予想される。特に、原子力発電所事故により放射能汚染被害を受けた本町においては、子どもを産み育てる世代が本町で生活することに対して不安を抱いている現状にある。従って、これらの不安を払しょくし川俣町の将来を担う若い世代が、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが喫緊の課題である。

教育委員会としては、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、福祉・保健・教育等の分野に手厚い子育て支援策を講じるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備に努めなければならない。そのため、「川俣町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代に対する経

済的支援をはじめ、幼稚園における3歳児保育の実現や幼・保一体型施設の設置、子育て支援センター（仮称）等の設置など、保護者の保育ニーズに適切に応えるためのきめ細かな子育て支援を、継続して提供することが重要である。

（１）子育て世代に対する経済的支援の充実

本町における子育て世代においては、その約70%が共働き家庭であり共働きによって子どもを養育しているという現実がある（平成26年度調べ）。さらに、父子・母子家庭も増加の傾向にあり、経済的にゆとりがなく子どもを産み育てることに対して、負担を感じている世帯も少なくない。

このような実態を踏まえ、安心して子どもを産み育て、もって少子化に歯止めをかける必要がある。そのために次の施策を行う。

- 小学校児童の夏季休業中に使用する「夏休みの友」の無償配布の継続
- 小・中学校に入学する児童生徒の「入学祝い金」助成の継続
- 小・中学校で使用する教材・教具及び鼓笛パレード・吹奏楽等に使用する楽器等の計画的な整備・配当
- 小・中学校における学校給食費の保護者負担の軽減
- 5歳児保育料の幼稚園保育料相当額の幼稚園児・保育園児給付の継続
- 18歳以下までの子ども医療費助成事業の継続
- 中学校終了時までの子どもを養育している保護者等に対する児童手当支給事業の継続
- 幼稚園・保育園における給食費の保護者負担軽減及び幼稚園の給食提供の検討

（２）幼稚園と保育園の豊かな教育・保育環境の整備・提供

東日本大震災による放射能汚染災害が主な要因と考えられる、出生率の低下や乳幼児の県内外への避難等により、山木屋幼稚園及び福田幼稚園が休園措置となるなど、本町における幼児の減少は著しい。このため本来幼稚園教育が目指す、豊かな環境のなかで人格形成の基礎となる「生きる力」を、集団生活をとおして身につけることが困難な環境となっている。

これらの課題に適切に対応するためには、幼稚園における3歳児保育の充実や認定子ども園の開設など幼保一体型の教育・保育をとおして、子育て世代が安心して仕事に専念できる保育環境の提供が喫緊の課題である。そのために次の施策を行う。

- 保育園の3歳児から5歳児の幼稚園教育の提供に関する計画の策定
- 幼稚園と保育園の統合を目指した認定子ども園等の幼・保一体型施設

の整備計画の策定

- すみよし保育園施設の一部改修と保健室の設置（保育職員室、給食施設、0歳～2歳児保育室の改修を含む）
- 一時保育や病後保育等の保護者の保育ニーズに対応するためのNPO法人や各種支援団体との連携・強化
- 子育て支援センター（仮称）の設置計画の策定
- 各種子育て支援パンフレット等の定期的な発行と広報

4. **教育施策4** 生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習・芸術・文化スポーツの振興を、町ぐるみで推進するための組織基盤を確立します

社会の成熟化に伴い、町民の学習要求は多様化・高度化しつつある。これら学習者のニーズに適切に対応するためには、自由に学習の機会を選択することができること、さらに継続して学び続けることができる学習環境づくりが必要である。同時に、町の伝統・文化を含めた各種文化活動の振興と、町民の健康維持体位・体力の向上を目指した生涯スポーツの振興策を明確に示す必要がある。

（1）中央公民館を中核とした各地区公民館の充実と学習拠点づくりの計画的な推進

公民館をはじめ社会教育施設について、町民が自ら主体的にいつでも学習することが可能となるよう、施設・設備の整備をはじめ利用者の利便性を図り、効率的な管理運営と町民の意向を適切に反映した魅力ある事業の展開が必要である。そのために次の施策を行う。

- 中央公民館図書室及び地区公民館の図書の整備と充実
- 町立図書館の設置に向けた基本計画の作成と設置検討
- 学校統廃合による施設の有効利用としてオープンした、自然体験宿泊施設及び町美術館の活用促進と施設の整備・充実
- 地域公民館の特色を生かし、生涯学習を支える学習ボランティアの組織づくりと地域の人材活用
- 地区公民館の老朽化に伴う施設整備計画の策定・推進

（2）本町における芸術・文化活動及びスポーツ活動の振興支援策の策定

本町においては、文化団体連絡協議会を中心に音楽・美術、舞踊・文学活動等40以上の文化団体が組織され、年間を通して活発な文化・芸術活動

を推進している。

また、スポーツの分野においても町体育協会加盟のスポーツ団体及びスポーツ少年団、学校開放に伴う体育館等のスポーツ活動利用団体を含め、約70団体を数え、それぞれの団体がスポーツ・レクリエーション活動を通して親睦を深め、更に体位・体力の向上やスポーツ少年団等の指導をとおして、青少年の健全育成を目的とした活発な活動を展開している。

近年、町民の生活スタイルの多様化や余暇時間の拡大等に伴い、スポーツ・レクリエーション活動は町民の関心も高く、健康の維持増進をはじめ豊かな人間関係を築き地域づくりを進める上で大きな役割を果たしている。

これらの活動を支えるためには、町体育館をはじめ町が管理する社会体育施設の整備・充実を図り、有効活用に努める必要がある。

このような実態から、教育委員会は、「NPO 法人かわまたスポーツクラブ」（総合型地域スポーツクラブ）と連携し、町民のスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めている。そのために次の施策を行う。

- 文化団体連絡協議会との連携による文化活動の推進・充実
- 中央公民館大ホール機能の強化及び各地区公民館の機能を重視した施設・設備の充実
- 中央公民館施設の耐震化に係る耐震設計の作成及び施工
- 中央公民館エレベーター設置計画の作成及び設置検討
- 町主催行事の開催や各種団体に取り組む芸術・文化活動に支障をきたさないための照明装置の改修や中央公民館前庭等の施設改修
- 指導者等の人材バンクの整備と人材の紹介及び派遣
- 芸術・文化活動の奨励と文化祭、芸能祭の広報・紹介
- 各種既存スポーツ施設の充実と計画的な点検整備
- 利用者の意見を反映した体育施設の有効運営
- 総合型地域スポーツクラブの推奨と効果的運営
- 競技力向上のための人材育成
- スポーツ少年団活動への支援の充実
- レクリエーションスポーツ活動への支援の充実

5. 教育施策5 地域に引き継がれている本町の伝統・文化を後世に残すため、保存・継承のための計画を策定します

本町においては、県重要文化財2点をはじめ、有形無形文化財及び天然記念物を合せ17件の指定がなされており、町の文化財に対し町民は高い関心を持っている。これらの文化財は長年にわたる時間の経過とともに損壊や

消滅の恐れがあるため、後世に残し伝えるための保護・保存活用に努める必要がある。

また、各地区に昔から伝わる民俗芸能や風俗習慣、伝統技術等が近年失われつつあり、後継者の育成を図る必要がある。そのために次の施策を行う。

(1) 地域に引き継がれている本町文化財の調査記録・保存

- 川俣町文化財保護審議会による、重要文化財の保存・調査活動の計画的実施
- 文化財保護審議委員はじめ、地域の文化財研究者との合同による地域有形文化財の調査・研究と記録の保存
- 埋蔵文化財発掘に伴う出土木製品等の適切な保存管理の継続
- 川俣町史編さんに係る検討委員会の設置
- 史跡河俣城跡の周辺整備

(2) 地域に引き継がれている本町の伝統芸能文化の調査記録・保存

- 地域の無形民俗文化財の継承・保存のための調査・研究記録・保存
- 地域の無形民俗文化財の継承・保存のための人材育成

(3) 史跡・名勝、天然記念物の保存のための調査・記録と保存

- 史跡・名勝、天然記念物の紹介マップ等の作成と配布
- 史跡・名勝、天然記念物の由来や紹介・案内パネルの設置・整備
- 町文化財や史跡・名勝、天然記念物等のホームページによる紹介・案内掲載

第4章 川俣町教育振興基本計画推進上の必要事項

1. 教育委員会の機能の強化

(1) 川俣町（地方公共団体）との連携強化

教育行政は、川俣町との強い信頼関係と相互の協力のもと、公正かつ適正に執行することが求められている。

川俣町教育委員会はこの趣旨にのっとり、合議制の執行機関である5名の教育委員と、教育委員会事務局が使命感をもって、自らの責任を十分果たし町民の教育に対する期待に応えるために、公正かつ適正な教育行政を推進することを原則としている。

そのために、川俣町が推進する「町づくり」について川俣町と教育委員

会との意思疎通を図り、町教育委員会の機能と組織の強化を一層進めることが重要である。

(2) 教育委員会の責任体制の明確化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行された。その一つが、首長が招集する「総合教育会議」の設置と定期開催である。このことを受け、本町においては平成27年度より総合教育会議を開催したところである。特に本会議において協議・調整すべき事項は、教育行政の大綱の作成、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急に講ずべき措置等の3項目について審議するよう求めている。なお本町においては、教育振興基本計画をもって「大綱」と位置付けることとしており、振興計画を基本として教育行政及び諸施策を遂行することになる。

したがって、川俣町の教育の振興には従来にも増して教育委員会の責任体制の明確化が求められる。そのため、任命された教育委員の資質向上のための研修の充実や、きめ細かな情報の提供と各教育委員の積極的な教育活動が必要である。また、教育委員の選任に当たっては、教育に対する強い熱意と責任感を持った委員の人選が重要であり、町長及び議会における教育委員の任命について責任を持つ必要がある。このことによって、教育行政を適切に進めるうえで町民の意思の反映や議会における検証も可能となる。

以上のことを踏まえ、教育委員会は「第二次川俣町教育振興基本計画」(5か年計画)を推進する中で、計画の実行過程を評価しつつ結果責任を果たすため、次の事項を実行する。

- 首長と教育委員会が協議・調整する「総合教育会議」の開催(年2回)
- 町教育の指針である「川俣町の教育」の編集・発行(毎年)
- 教育委員研修会の実施(毎年)
- 教育委員会の所管事務に係る点検評価に関する報告(毎年議会報告)
- 幼稚園、小・中学校の管理運営に係る第三者評価の実施(毎年)
- 教職員人事評価システムの実施に伴う学校教職員自己評価の実施
- 川俣町服務倫理委員会の開催(定期)
- 川俣町子ども読書活動推進計画の推進(毎年)

2. 教育振興基本計画推進上の財政措置

(1) 町教育委員会に対する財政措置の必要性

教育基本法第16条第4項には、「国及び地方公共団体(県)は、教育が

円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない」と規定している。しかし現在、国の財政状況は厳しく本町においても原子力災害による被災自治体として国と同様であり、できうる限り無駄な事業をはぶき教育委員会自らが創意工夫し、川俣町の教育の機会均等と教育の質の向上に向け、町教育の振興に努める必要がある。そのために次の事項を確実に実行する。

- 町教育委員会の各種事業の見直しとスリム化
- 学校支援のためのボランティア人材の組織づくりと活用
- 不要となった絵本や児童図書、辞書や各種辞典などの寄贈募集
- 町の施設を活用した多目的な体験学習・活動等の実施による保護者負担経費の削減

3. 教育振興基本計画の進捗状況の点検と評価

川俣町教育振興基本計画は、町教育委員会が5年間に取り組み実施する具体的施策と方策を示したものであり、原則として策定から5年後を目途として見直しを行い、実践・評価を通して次期計画を策定するものである。

しかし、毎年評価する中で問題や課題が確認された場合には、計画期間の途中であっても見直しを行い、目標に向かってより実効のあるより良い施策であれば、その一部を改正することも必要である。

そのため次の事項を毎年点検し評価する。

- 教育に関する「大綱」を教育振興基本計画をもって代替するため、総合教育会議の記録等の整備・保管
- 教育委員会が実施する全施策の効果と進捗状況の点検及び評価・考察等の記録の保管
- 前年度の点検・評価・考察等の結果を2月定例教育委員会に報告し、教育委員による協議機会の設定と承認及び必要に応じた改正
- 定例教育委員会の協議結果を町長に報告し、状況変化に応じて町長の意見等を踏まえた柔軟な施策の推進